【別紙１】

これまで通行可能であった緊急を要する車両の例

・警察、消防、救急関係の車両
・災害救助、復旧活動のための車両（例：物資・人員運搬車両）
・バス（空港に残された利用者を空港から運び出すためのもの）
・物資輸送車両（空港内のコンビニ、物流施設等）
・報道関係車両
・空港関係者の車両（エアライン関係、物流事業者等）

今回通行可能となる車両

・営業用乗合・貸切バス（リムジンバス・臨時シャトルバス等）
・鉄道・バスを利用することが著しく困難な方が利用するタクシー・ハイヤー

引き続きマイカー（白ナンバー）、レンタカーは利用できません。
関西国際空港をご利用の際は、公共交通機関のご利用をお願いします。